



目 次	ページ
規 則	
◎高知県立室戸体育館の設置及び管理に関する条例施行規則を廃止する規則	1
告 示	
○令和8管理年度における知事管理漁獲可能量の定め(まあじ、まいわし太平洋系群、さんま及びかたくちいわし太平洋系群)	(漁業管理課) (12・24揭示) 1
◎告示(高知県漁業調整規則によるさんご漁業の許可等の制限措置)の一部改正	(〃) (12・25揭示) 1
◎告示(高知県漁業調整規則による中型まき網漁業及びもじゃこ漁業の許可等の制限措置)の一部改正	(〃) (〃) 1
○救急病院の認定	(医療政策課) 1
○種畜証明書の交付	(畜産振興課) 2
◎港湾管理者の長が管理する海岸保全区域の定め	(港湾・海岸課) 2
○高知県収入証紙売りさばき人の指定	(会計管理課) 2
公 告	
○土地改良区の役員の退任	(農業基盤課) 3
○土地改良区の清算人の就職	(〃) 3
○換地処分公告	(〃) 3
○林業種苗生産事業者講習会の実施	(木材増産推進課) 3
高知県内水面漁場管理委員会公告	
○令和8年における目標増殖量、期間等	(12・24揭示) 4
----- 規 則 -----	
高知県立室戸体育館の設置及び管理に関する条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。 令和8年1月16日	

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第1号
高知県立室戸体育館の設置及び管理に関する条例施行規則を廃止する規則
 高知県立室戸体育館の設置及び管理に関する条例施行規則(平成3年高知県規則第27号)は、廃止する。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

告 示

高知県告示第766号の2
 漁業法(昭和24年法律第267号)第16条第1項の規定により、まあじ、まいわし太平洋系群、さんま及びかたくちいわし太平洋系群に関する令和8管理年度(令和8年1月1日から同年12月31日までの期間をいう。)における知事管理漁獲可能量を次のとおり定めた。
 令和7年12月24日(揭示済)

高知県知事 濱田 省司

- まあじ
現行水準
- まいわし太平洋系群
現行水準
- さんま
現行水準
- かたくちいわし太平洋系群
107,000トンの内数

高知県告示第766号の3
 令和2年12月高知県告示第931号(高知県漁業調整規則によるさんご漁業の許可等の制限措置)の一部を次のように改正する。
 令和7年12月25日(揭示済)

高知県知事 濱田 省司

- の表中「170」を「160」に改める。
- を次のように改める。
- 許可又は起業の認可を申請すべき期間
令和7年12月26日から令和8年1月16日まで

高知県告示第766号の4
 令和3年2月高知県告示第139号(高知県漁業調整規則による中型まき網漁業及びもじゃこ漁業の許可等の制限措置)の一部を次のように改正する。
 令和7年12月25日(揭示済)

高知県知事 濱田 省司

- の(1)の表中「15」を「17」に改め、2の(1)の表中「32」を「31」に改める。

高知県告示第13号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定により、救急病院として次のとおり認定した。

高知県知事 濱田 省司

医療機関の名称	所 在 地	認定年月日	認定の有効期限
医療法人千博会	南国市立田1180	令8・1・	令11・1・
南国厚生病院		16	15

高知県告示第14号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号の規定により次のとおり種畜証明書を交付したので、同法第8条第2項の規定により告示する。

令和8年1月16日

高知県知事 濱田 省司

種畜証明書番号	検査年月日	名前 (登録・登記番号)	家畜の種類	品種	生年月日	検査成績	飼養者の住所及び氏名
11503600056	令7・12・17	土佐五月 (全和褐267)	牛	褐毛和種	令5・11・3	1級	高岡郡佐川町 高知県畜産試験場
11679652927	令7・12・17	山秀美 (全和褐268)	牛	褐毛和種	令5・11・8	1級	高岡郡佐川町 高知県畜産試験場
11645803056	令7・12・17	幸音桜 (全和褐269)	牛	褐毛和種	令5・12・31	1級	高岡郡佐川町 高知県畜産試験場

高知県告示第15号

海岸法（昭和31年法律第101号）第5条第4項の規定により、昭和38年12月13日付け高知県公報号外69号の公告（港湾隣接地域の指定）で指定した港湾隣接地域（昭和46年3月31日付け高知県公報号外第33号の公告（高知港港湾隣接地域の指定の一部変更）、昭和53年2月24日付け高知県公報第6007号の公告（公告の一部訂正）、昭和54年3月6日付け高知県公報第6112号の公告（高知港港湾隣接地域の一部変更）、昭和62年4月3日付け高知県公報号外第44号の2の公告（公告（港湾隣接地域の指定）及び公告（高知港港湾隣接地域の指定）の一部変更）、平成20年6月13日付け高知県公報第9050号の公告（公告（港湾隣接地域の指定）及び公告（高知港港湾隣接地域の指定）の一部変更）、平成22年4月1日付け高知県公報号外第12号の公告（公告（港湾隣接地域の指定）及び公告（高知港港湾隣接地域の指定）の一部変更）、平成28年11月22日付け高知県公報第9890号の公告（公告（港湾隣接地域の指定）の一部変更）及び令和3年6月8日付け高知県公報第10342号の公告（公告（港湾隣接地域の指定）及び公告（高知港港湾隣接地域の指定）の一部変更）による変更後のものをいう。）に接する昭和50年1月高知県告示第30号（海岸保全区域の指定及び告示の廃止）で指定した海岸保全区域（昭和51年1月高知県告示第57号（告示（海岸保全区域の指定）の一部改正）、昭和52年2月高知県告示第110号（告示（海岸保全区域の指定）の一部改正）、昭和53年2月高知県告示第121号（告示（海岸保全区域の指定）の一部訂正）、昭和55年8月高知県告示第517号（告示（海岸保全区域の指定）の一部改正）、昭和62年4月高知県告示第224号（告示（海岸保全区域の指定）の一部改正）、平成22年4月高知県告示第207号（告示（海岸保全区域の指定及び告示の廃止）の一部改正）、平成28年10月高知県告示第597号（告示（海岸保全区域の指定及び告示の廃止）の一部改正）、平成31年2月高知県告示第68号（告示（海岸保全区域の指定及び告示の廃止）の一部改正）及び令和4年1月高知県告示第70号（告示（海岸保全区域の指定及び告示の廃止）の一部改正）による改正後のものをいう。）のうち高知港海岸の仁井田地区（別図のとおりとする。）を高知港港湾管理者の長が管理する区域として定めることについて協議が成立したので、同条第8項の規定により告示する。

令和8年1月16日

高知県知事 濱田 省司

（「別図」は、省略し、その関係書類を高知県土木部港湾・海岸課に備え置いて一般の縦覧に供する。）

高知県告示第16号

高知県収入証紙条例（昭和39年高知県条例第1号）第5条第1項の規定により、次のとおり売りさばき人を指定した。

令和8年1月16日

高知県知事 濱田 省司

- 1 売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名
四万十市中村大橋通六丁目9番28号
幡多信用金庫
理事長 渡邊 毅
- 2 売りさばき所の所在地及び名称
四万十市西土佐江川崎2445-2 四万十市役所西土佐総合支所1階
幡多信用金庫 川崎支店
- 3 指定年月日
令和7年12月26日

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、中村市東中筋土地改良区から次のとおり退任した役員の届出があった。

令和8年1月16日

高知県知事 濱田 省司

役名	氏名	住 所
理事	上原 準	四万十市楠島1382番地
〃	安田 純一	〃 〃 1155番地1
〃	西田 勝俊	〃 〃 3089番地1
〃	岡山 修正	江ノ村1286番地
〃	鳥谷 剛	〃 〃 850番地2
〃	鳥谷 正	〃 〃 774番地
〃	大橋 長久	森沢2724番地
〃	畠山 功	〃 〃 2665番イ号地
〃	寺尾 浩二	〃 〃 2810番地1

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第18項の規定により、中村市東中筋土地改良区から次のとおり就職した清算人の届出があった。

令和8年1月16日

高知県知事 濱田 省司

氏名	住 所
鳥谷 正	四万十市江ノ村774番地
鳥谷 剛	〃 〃 850番地2
岡山 秋人	〃 〃 427番地
安田 純一	〃 〃 楠島1155番地1
上岡 敬	〃 〃 1096番地
上岡 幸次	〃 〃 1377番地
畠山 功	〃 〃 森沢2665番イ号地
寺尾 浩二	〃 〃 2810番地1

花岡 優 〃 〃 2785番地1

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、県営経営体育成基盤整備事業に係る入田地区（入田換地区）の換地処分を令和7年12月24日に行ったので、同条第10項において読み替えて準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

令和8年1月16日

高知県知事 濱田 省司

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第11条第1項の規定により、林業種苗の生産、流通等に関し必要な知識を修得させるため、次のとおり林業種苗生産事業者講習会を開催する。

令和8年1月16日

高知県知事 濱田 省司

1 開催の日時及び場所

日時	場所
令和8年3月23日（月） 午前9時30分から午後4時30分まで	香美市土佐山田町大平80 高知県立森林技術センター 事務室

2 受講対象者

林業生産に利用される樹木の繁殖のために用いられるすぎ、ひのき、あかまつ、くろまつ等の樹種について、他人に配布する目的をもって種子又は穂木から苗木を養成する事業を営もうとする者

3 林業種苗生産事業者講習会の内容

- (1) 種苗に関する法令 2時間
- (2) 種苗の産地及び系統に関する事項 2時間
- (3) 種苗の生産技術に関する事項 2時間

4 受講手数料

14,000円（種苗生産事業者講習会受講申込書（以下「受講申込書」という。）に高知県収入証紙を貼り付けて納付すること。）

5 受講申込書の提出場所及び提出期限

受講を希望する者は、受講申込書を令和8年2月27日（金）までに住所地を管轄する林業事務所（高知県中央東林業事務所 嶺北林業振興事務所の管轄区域にあっては、高知県中央東林業事務所 嶺北林業振興事務所）に提出すること。

6 受講申込書の配布場所

高知県林業振興・環境部木材増産推進課、各林業事務所及び

高知県中央東林業事務所 嶺北林業振興事務所並びに高知県種苗緑化協同組合

7 問い合わせ先

高知県林業振興・環境部木材増産推進課（電話番号088-821-4602）

**内水面漁場管理
 委員会公告**

高知県内水面の第五種共同漁業に対する令和8年における目標増殖量、期間等について、令和7年12月22日に次のとおり決定したので公告する。

令和7年12月24日(掲示済)

高知県内水面漁場管理委員会会長 吉村 正男

1 漁業権番号、漁場名及び魚種別の放流量

漁業権番号	漁場名	魚種別の放流量(重量、金額又は尾数)					
		あゆ (kg)	うなぎ		こい (kg)	あまご (kg)	もくずが に (尾)
			(kg)	(円)			
内共第501号	野根川水系	30	10	7万	—	15	1,000
内共第502号	西の川水系	30	10	7万	—	15	1,000
内共第503号	羽根川水系	30	10	7万	—	15	—
内共第504号	奈半利川水系中発電用魚梁瀬えん堤から下流	200	40	28万	—	15	3,000
内共第505号	奈半利川水系中発電用魚梁瀬えん堤から上流	30	10	7万	—	15	—
内共第506号	安田川水系	200	40	28万	—	15	3,000
内共第507号	伊尾木川水系及び安芸川水系	200	40	28万	—	15	3,000
内共第508号	赤野川水系	30	10	7万	—	15	1,000
内共第509号	物部川水系	300	70	49万	—	25	3,000
内共第510号	吉野川水系中発電用高敷えん堤から下流	300	70	49万	—	25	3,000
内共第511号	吉野川水系中発電用高敷えん堤から上流	30	—	—	—	125	—

内共第512号	鏡川水系	200	40	28万	—	15	3,000
内共第513号	仁淀川水系	500	120	84万	—	50	5,000
内共第514号	新莊川水系	125	20	14万	—	—	1,000
内共第515号	四万十川水系中発電用家地川えん堤から上流	200	40	28万	—	15	—
内共第516号	四万十川水系中発電用家地川えん堤から下流	500	120	84万	—	50	5,000
内共第517号	松田川水系	30	10	7万	—	15	1,000
計	17件	2,935	660	462万	—	440	33,000

2 種苗放流のほかに、次のような方法を組み合わせて総合的な増殖活動に積極的に取り組むこと。

産卵場造成(河川規模及び生息環境に見合った適正な産卵場面積の算出等)
 遡上・降下の助長(河口開削、魚道の整備、汲み上げ再放流、汲み下ろし再放流等)
 増殖効果の改善(放流手法の改善、害魚等による食害の軽減等)
 資源動態の把握(遡上・産卵・流下稚仔量調査等)
 漁場環境保全活動の推進(山林及び水質の保全、水産用維持流量の確保等)

3 あゆについては、再生産につながる種苗等の放流に努めること。

4 うなぎについては、重量又は金額のいずれかを満たせば良いものとし、放流種苗のサイズは、1尾当たり20グラムから50グラムまでのものを推奨する。また、放流の際に、異種のうなぎが混入していないことを十分に確認し、にほんうなぎ以外のうなぎが放流されることがないようにすること。

5 こいについては、コイヘルペスウイルス病のまん延防止を図るため、目標増殖量は示さない。

6 種苗放流に当たっては、コイヘルペスウイルス病のまん延防止等、魚類防疫対策に留意すること。

7 もくずがにについては、人工種苗の放流ができない場合は、稚がにの他河川からの移植放流又は汲み上げ放流をすること。

8 増殖を行うべき期間は、令和8年1月1日から同年12月31日までとする。

9 漁業権者は、8に掲げる期間の終了後、速やかに実績報告書を提出しなければならない。